

別表1（粗雑工事及び事故等）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載等)</p> <p>1 県発注の入札手続及び入札参加登録において、次の各号に該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県発注工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認書類（施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の工事費内訳調査シートを含む。）その他の契約前の調査資料又は県と締結した契約に係る低入札価格の工事等において、履行確認回答書その他関係資料に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(2) 県の入札参加登録に当たり、虚偽の記載により登録業者となったとき。</p> <p>(3) 宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号）第9条第2項の規定による再評価を受けなかったことが判明したとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>24 か月</p> <p>12 か月</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 県発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められる場合において、次の各号に該当し、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）となったとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(1) 修補が不可能なとき。</p> <p>(2) 完成検査で不合格とされ修補を要したとき、又は引渡し（部分引渡しを含む。）後に契約不適合が判明し、工事執行者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>(3) 施工中に、契約不適合が判明したとき。</p> <p>3 県以外の公共機関が発注した工事等（施工現場が県内のものに限る。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>5 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(故意による粗雑工事等)</p> <p>4 県発注工事等の施工に当たり、故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>24 か月</p>
<p>(工事成績不良)</p> <p>5 県発注工事の施工において、県工事検査規程（昭和39年宮城県訓令甲第6号）に基づく完成検査に係る工事成績の総合点が65点未満のとき。</p>	<p>3 か月</p>

(契約違反等)	
6 県発注工事等の施工に当たり、次の各号に該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 受注者の事由により契約解除になったとき。	7 か月以上 12 か月以内
(2) 関係法令に抵触する事実が判明したとき。	4 か月以上 12 か月以内
(3) 履行遅延となったとき。	4 か月以上 6 か月以内
(4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 1 1 月 1 日施行）第 8 条第 4 項に該当したとき。	4 か月以上 6 か月以内
(5) その他、契約違反行為が判明したとき。	1 か月以上 6 か月以内
(契約不締結)	
7 県発注工事等において、落札決定したにもかかわらず、工事等の契約を締結しなかったとき。	3 か月以上 9 か月以内
(再度の警告)	
8 県発注工事等において、書面による警告を受けた日から 1 年を経過するまでの間に、警告すべき事由が発生したとき。	1 か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
9 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与え、次の各号に該当したとき。	
(1) 受注者若しくは工事関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。	2 か月以上 9 か月以内
(2) (1) 以外のとき。	1 か月以上 6 か月以内
10 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、受注者若しくは工事関係者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
11 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、次の各号に該当したとき。	
(1) 受注者若しくは工事関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。	1 か月以上 5 か月以内
(2) (1) 以外のとき。	1 か月以上 3 か月以内
12 県内における工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、受注者若しくは工事関係者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 か月以上 2 か月以内

別表2（贈賄及び不正行為等）

措 置 要 件	期 間
<p>（贈賄）</p> <p>1 次の各号に掲げる者が、宮城県職員（知事，その他の特別職の職員を含む。）及び宮城県議会議員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p> <p>2 次の各号に掲げる者が，県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p> <p>3 次の各号に掲げる者が，県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>22 か月以上 24 か月以内 19 か月以上 21 か月以内 12 か月以上 18 か月以内</p> <p>18 か月以上 20 か月以内 15 か月以上 17 か月以内 8 か月以上 14 か月以内</p> <p>14 か月以上 16 か月以内 11 か月以上 13 か月以内 4 か月以上 10 か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>4 次の各号において，独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し，工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（第9項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 県発注業務 (2) 県内の業務 (3) 県外の業務</p> <p>5 次の各号において，独占禁止法第19条に違反し，工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県発注業務 (2) 県内の業務 (3) 県外の業務</p>	<p>16 か月以上 24 か月以内 12 か月以上 20 か月以内 8 か月以上 16 か月以内</p> <p>6 か月以上 8 か月以内 4 か月以上 6 か月以内 2 か月以上 4 か月以内</p>

<p>(公契約関係競売等妨害等)</p> <p>6 次の各号に掲げる者が、県発注業務において、公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に該当する場合）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に該当する場合）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第9項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>7 次の各号に掲げる者が、県内の業務において、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>8 次の各号に掲げる者が、県外の業務において、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>9 県発注工事等において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるもので、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（登録業者である個人若しくはその使用人又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>(2) 登録業者である個人若しくはその使用人又は登録業者である法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24 か月</p> <p>20 か月</p> <p>16 か月</p> <p>20 か月</p> <p>16 か月</p> <p>12 か月</p> <p>16 か月</p> <p>12 か月</p> <p>8 か月</p> <p>24 か月以上 36 か月以内</p> <p>24 か月以上 36 か月以内</p>
--	---

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 次の各号において、登録業者である個人若しくは使用人又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 県発注工事 (2) 県内の工事 (3) 県外の工事</p> <p>11 次の各号において、建設業法に違反し、監督処分がなされたとき（県発注工事以外に係る指示処分は除く。）。</p> <p>(1) 県発注工事 (2) 県内の工事 (3) 県外の工事</p>	<p>1 か月以上 14 か月以内 1 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 10 か月以内</p> <p>1 か月以上 12 か月以内 2 か月以上 8 か月以内 1 か月以上 5 か月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>12 次の各号において、登録業者である個人若しくはその使用人又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 県発注業務 (2) 県内の業務 (3) 県外の業務</p>	<p>12 か月以上 24 か月以内 6 か月以上 18 か月以内 1 か月以上 12 か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>13 次の各号のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等若しくは一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>(2) 登録業者（使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。以下同じ。）、代表役員等若しくは一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団及び暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用したと認められるとき。</p> <p>(3) 登録業者である個人、又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 登録業者である個人、又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>24 か月 24 か月 24 か月 24 か月</p>

<p>(5) 登録業者である個人，又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等，一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これと取引し，又は不当に利用していると認められるとき。</p>	24 か月
<p>(6) 代表役員等，一般役員等若しくは使用人が，業務に関して暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。</p>	6 か月以上 12 か月以内
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>14 別表 1 及び前各項に掲げる場合のほか，登録業者である個人若しくはその使用人又は登録業者である法人若しくはその法人の代表役員等，一般役員等若しくは使用人が，次の各号に該当する不正又は不誠実な行為をし，契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 業務に関して法令違反（他の措置要件に該当する場合を除く。）の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	1 か月以上 12 か月以内
<p>(2) 建設工事及び建設関連業務に関して法令に違反し，所管行政庁から行政処分を受けたとき（第 1 1 項に掲げる場合を除く。）。</p>	1 か月以上 12 か月以内
<p>(3) その他，業務に関して不正又は不誠実な行為が認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>15 別表 1 及び前各項に掲げる場合のほか，代表役員等又は一般役員等が，禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され，又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され，工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内